

【生計維持者の収入に関する書類】

※同一人に複数の所得がある場合は、それぞれの書類が必要です。
 ※書類は、巻末綴込の「証明書類貼付用紙」に貼り付けて提出してください。なお、A4版より大きいものは貼付せずに、書類の上部に学籍番号・氏名を記入して提出してください。

収入の種類・状態	必要書類	
給与収入 会社員、公務員、パート、アルバイト等	2020年1月2日以降に就職・転職していない	源泉徴収票（令和2年分）のコピー
	2020年1月2日～2021年1月1日に就職・転職した	源泉徴収票（令和元年分）のコピーおよび年収見込証明書または、直近3ヵ月分の給与明細書のコピー ※余白に転職理由（自己都合、解雇等）、転職後のボーナス・賞与等の有無と、有りの場合見込月数を記載する
	2021年1月2日以降に就職・転職した	源泉徴収票（令和2年分）のコピーおよび年収見込証明書または、直近3ヵ月分の給与明細書のコピー ※余白に転職理由（自己都合、解雇等）、転職後のボーナス・賞与等の有無と、有りの場合見込月数を記載する
事業所得等 自営業、自由業、農・林・水産業、不動産業等	2020年1月2日以降に開業・転業していない	令和2年分確定申告書（控）（第一表と第二表）のコピー※税務署の受付印があるもの <注①>
	2020年1月2日～2021年1月1日に開業・転業した	令和元年分確定申告書（控）（第一表と第二表）のコピー（税務署の受付印があるもの<注①>）および直近3ヵ月以上の帳簿等のコピー
	2021年1月2日以降に開業・転業した	令和2年分確定申告書（控）（第一表と第二表）のコピー（税務署の受付印があるもの<注①>）および直近3ヵ月以上の帳簿等のコピー
	専従者給与	令和2年分確定申告書（控）（第一表と第二表）のコピー ※税務署の受付印があるもの <注①> または、源泉徴収票のコピー
	外交員報酬	令和2年分確定申告書（控）（第一表と第二表）のコピー ※税務署の受付印があるもの <注①> ※「報酬料金支払調書」は、不可
その他収入	雇用保険基本手当（失業給付）受給中	雇用保険受給資格者証の両面のコピー <注②>
	年金受給中	年金振込通知書または年金額改定通知書のコピー あるいは、公的年金等源泉徴収票のコピー
	傷病手当金 受給中	傷病手当金通知書のコピー <注③>
	生活保護 受給中	生活保護決定（変更）通知のコピー ※受給金額の記載があるもの
無職・無収入 専業主婦、退職、廃業、求職中等	前々年（2019年）以降収入なし	非課税証明書または所得証明書のコピー ※所得金額「0円」と記載があるもの <注④>
	前年（2020年）は無収入だが前々年（2019年）は収入があった	収入に関する事情書 <本書P. 17参照>
	前年（2020年）は収入があったが、現在は無職・無収入で雇用保険を受給していない	収入に関する事情書 <本書P. 17参照> ※退職証明書、廃業届等があればコピーを添付
	祖父母等からの援助金や離婚後養育費で生活している	援助の年額の証明（様式自由） 収入に関する事情書 <本書P. 17参照>
	収入がなく、預貯金を切り崩して生活している	父母両方の（非）課税証明書 収入に関する事情書 <本書P. 17参照>

<注①> 確定申告書に税務署の受付印がない場合は、市区町村発行の「所得証明書」または「課税証明書」、税務署発行の「納税証明書（その2）」のいずれかを添付してください。
 電子申告の場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」または「申告内容確認票」第一表・第二表を添付してください。
 「市民税・県民税申告書（控）」は「確定申告書（控）」と同等の扱いとします。

<注②> 「基本手当日額×所定給付日数－2020年12月以前の受給額」を給与収入額とみなします。

<注③> 傷病手当金の年額を推算して、給与収入額とみなします。勤務先より給与も支給されている場合は、休職中の「年収見込証明書」または「給与明細書のコピー」も添付し、合算してください。

<注④> 「所得金額」以外に「収入内訳」と「所得内訳」にも「0円」と記載されていること。
 確定申告を行っていないために「非課税証明書」が取得できない場合は、「市民税・県民税申告書」の手続きを取り、その（控）のコピーを提出してください。